

第2期北海道ニセコ町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年10月1日現在における北海道ニセコ町の行政区域とする。面積は、概ね19,713ヘクタールである。

本区域は、自然公園法に規定する支笏洞爺国立公園の一部、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部、生物多様性の観点から重要度の高い湿地であるニセコ連山湿原群及び特定植物群落である羊蹄山麓の自然林等、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は存在しない。

【地図】



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

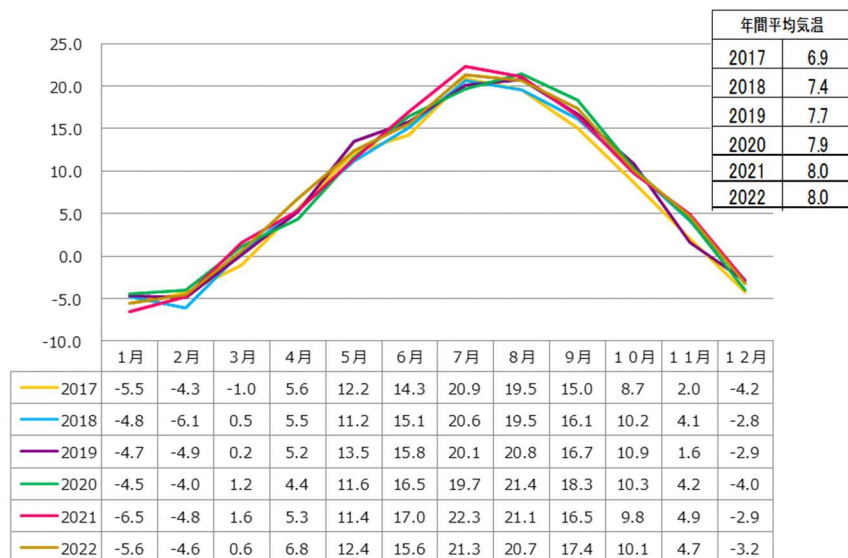
①地理的条件

ニセコ町は、北海道の西部、後志管内のほぼ中央に位置し、東に蝦夷富士の愛称で親しまれている羊蹄山、北にニセコアンヌプリを望み、波状傾斜の多い丘陵盆地を形成しており、西に20km、南北に19kmの広がりを持ち、町の中心には清流日本一に輝いた尻別川が東西に流れている。

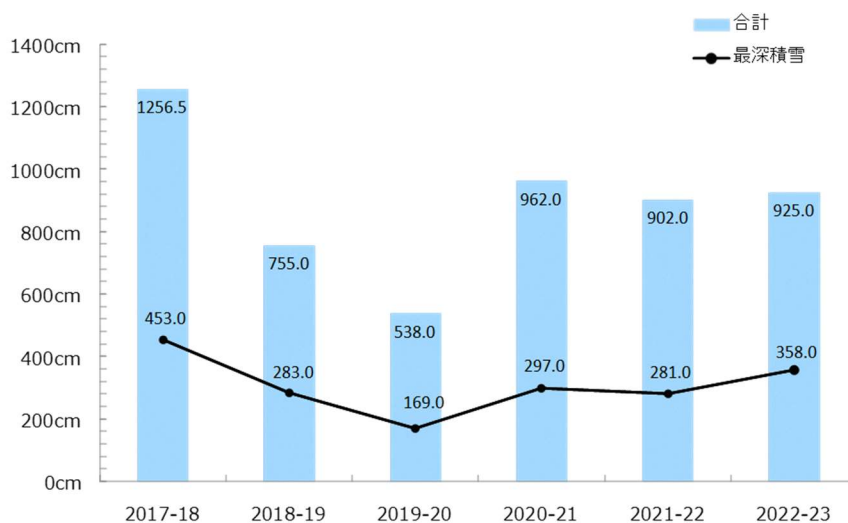
北に位置するニセコアンヌプリには3つのスキー場があり、豊富な降雪と良質なパウダースノーが海外のメディアに取り上げられるなど世界的な評価を受け、多くの観光客が訪れている。また、温泉が豊富で、泉質の異なる温泉施設が数多くあることでも知られている。

気候は内陸的気候を呈し、平均気温は8.0℃、風は年間を通して穏やかである。年間の寒暖差が大きく、夏は30℃を超え、冬は-15℃を下回ることもある。冬季は北西の季節風の影響を受け、最深積雪が平均300cmを超える世界屈指の豪雪地帯となっている。

【平均気温の変化（ニセコ町統計資料）】



【降雪量と最深積雪の変化（ニセコ町統計資料）】



②インフラの整備状況

ニセコ町の情報通信インフラは、町内全域に光回線網が整備されており、高速インターネットが利用可能である。

交通インフラは、今後北海道新幹線が札幌まで延伸され、隣接している倶知安町に新駅が整備される予定となっている。高規格幹線道路についても、小樽～倶知安間での整備が進捗しており、札幌や首都圏までの移動が大幅に短縮される予定である。



◇新千歳空港 ⇄ ニセコ

車で約2時間 106km

鉄道で約3時間30分

◇札幌市 ⇄ ニセコ

車で約1時間50分 89km

(高規格幹線道路整備後は約1時間20分)

鉄道で約2時間30分

◇函館市 ⇄ ニセコ

車で約2時間40分 171km

(一部高規格幹線道路利用)

鉄道で約3時間30分

③産業構造

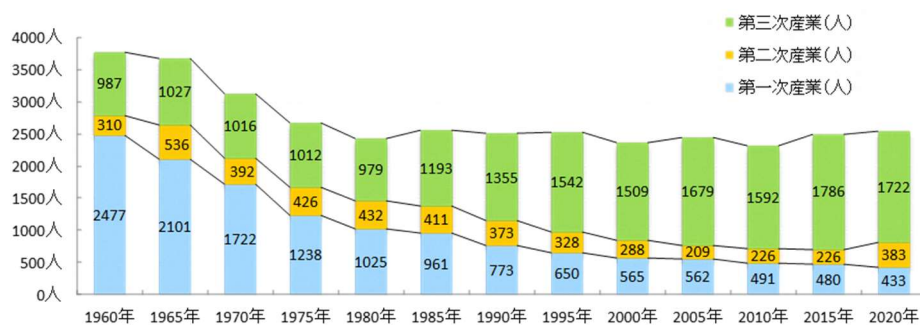
令和2年度の国勢調査によると、ニセコ町における産業別就業者は総数2,538人で、第一次産業が433人（17.1%）、第二次産業が383人（15.1%）、第三次産業が1,722人（67.8%）となっている。

農業を中心とする第一次産業は減少傾向にあり、それに対して第二次産業が増加傾向にある。また、コロナ禍でも新設法人の増加数が全国町村で第6位となったほか、商工会会員数も設立以来最大を更新し続けている。

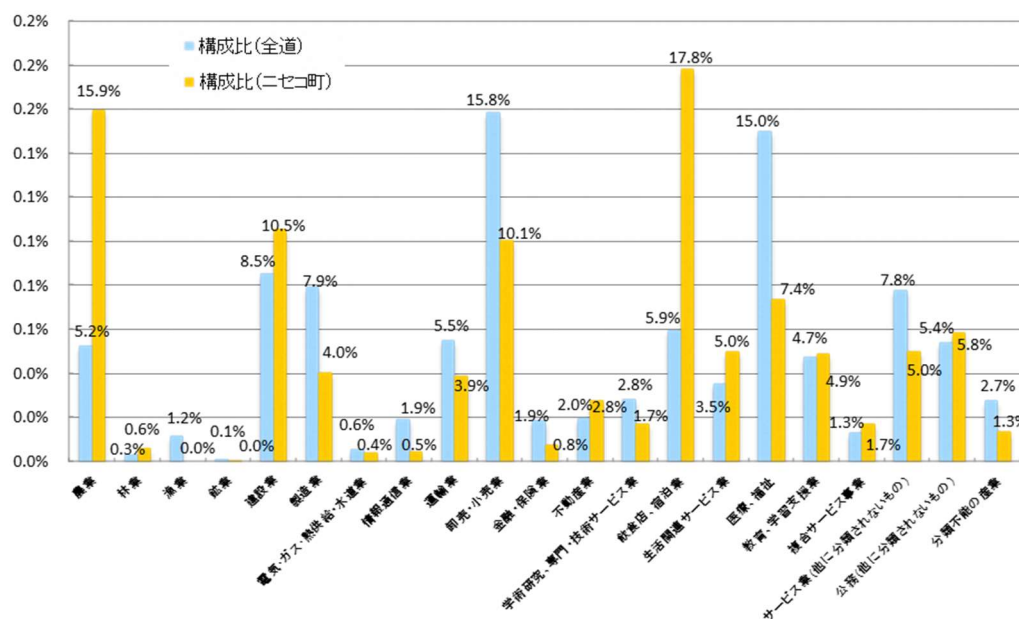
ニセコ町の基幹産業は、農業と観光業であり、農業では馬鈴薯を中心とした畑作に加え、酪農や稲作、果樹など、多様な農産物がニセコブランドとして観光客の人気を集めている。観光業では一年を通して来訪があり、コロナ前は年間170万人を超える観光客が訪れていた。

近年は、アジア資本など外資系企業や国内資本による大規模なリゾート施設の整備が進められ、隣接する倶知安町、蘭越町との3町でニセコ観光圏として認定を受け、観光リゾート地としての整備が進みつつある。

【産業別就業人口の推移（国勢調査）】



【産業別就業人口比率の全道比較（令和2年度国勢調査）】

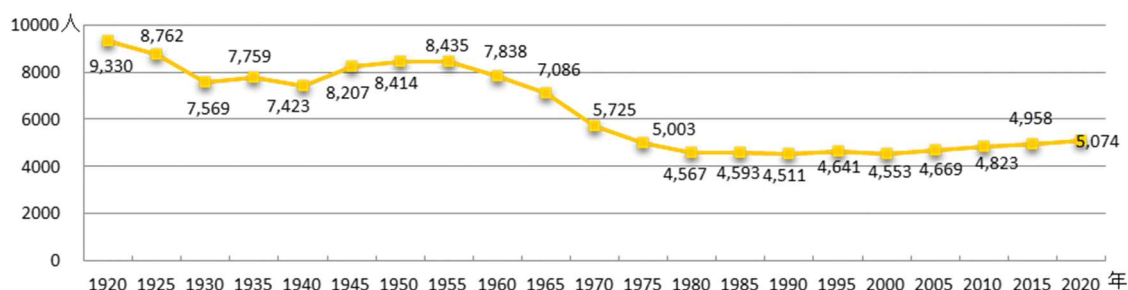


④人口分布の状況

ニセコ町の人口は、令和2年度の国勢調査で5,074人となり、多くの市町村の過疎化が深刻化する中で、最も人口が少なかった平成2年度の4,511人を起点に増加傾向に転じている。

その理由としては、ニセコ町のまちづくりに取り組む姿勢に共感した人の転入などが要因と考えられるが、近年の傾向としては、地域おこし協力隊や地域活性化起業人を始めとする様々なヨソモノ・ソトモノが流入し、多様な価値観を地域にもたらし、移住者が次の移住者を呼び込む新たな文化が形成されている。域外の企業も、ニセコ町のまちづくりに共感した上で町内進出しつつあり、雇用創出効果にもつながっている。

【人口の推移（国勢調査）】



⑤その他

ニセコ町は、平成13年に全国で初めて町の憲法といわれる自治基本条例「まちづくり基本条例」を制定し、「住民参加」と「情報共有」を柱に、相互扶助の精神で助け合いのまちづくりを進めている。また、環境と景観に配慮し、包括的に秩序ある開発への誘導と乱開発を防止し、町の環境保全の考え方に共感した投資を呼び込んでいる。

また、「SDGs 未来都市」や「環境モデル都市」に選定され、再生可能エネルギーを柱とする資源と、地域を豊かにする経済が循環し、住民自治に支えられた住むことが誇りに思える「サステナブルタウンニセコ」を構築するため、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げ先駆的な取組にチャレンジしている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

ニセコ町は、コロナ前は雇用者数の約30%、付加価値額の約60%が「宿泊業・飲食サービス業」で、観光業を中心とした産業構造をなしている。年間170万人を超える観光客が訪れることもあり、観光業への事業者参入を後押しすることで雇用の創出を行うとともに、観光事業者が行う再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策の推進をしていく。これにより、環境に配慮した観光地という新たな付加価値を付け、経費の節減効果をお客様や働く人に還元することによって、観光客・雇用者双方の満足度の増加を図り、観光業の付加価値額の増加と他産業への高い経済波及効果を目指している。

また、ニセコ町産農産物の購入を目的に訪れる人も多く、地元農産物が観光資源としての高い人気を得ている。このブランド化を後押しすることによって、観光業の更なる付加価値額の増大を同時に目指す。

(2) 経済的效果の目標

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	130百万円	—

(算定根拠)

- ・ 計画終了後は、北海道の1事業所当たりの平均付加価値額が46百万円（令和3年経済センサス活動調査）であることから、それより高い1事業所当たりの平均付加価値額50百万円を創出する地域経済牽引事業を新たに2件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、130百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・ 130百万円は、促進区域の全産業付加価値額4,408百万円（令和3年経済センサス活動調査）の約3%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・ 北海道ニセコ町基本計画における現状の値は、新型コロナウイルス感染症等の影響により特定の業種における数値が一時的に著しく低下し、目標値との比較において不相当であり、各承認地域経済牽引事業計画の実績値が算出困難であるため、記載しない。
- ・ また、K P Iとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、観光入込客数を設定する。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規平均付加価値額	—	50百万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	1件	2件	100.0%
観光入込客数	143万人	205万人	43.4%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所当たりの平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で8%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3人以上増加すること。

なお、（２）（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で案分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画では、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

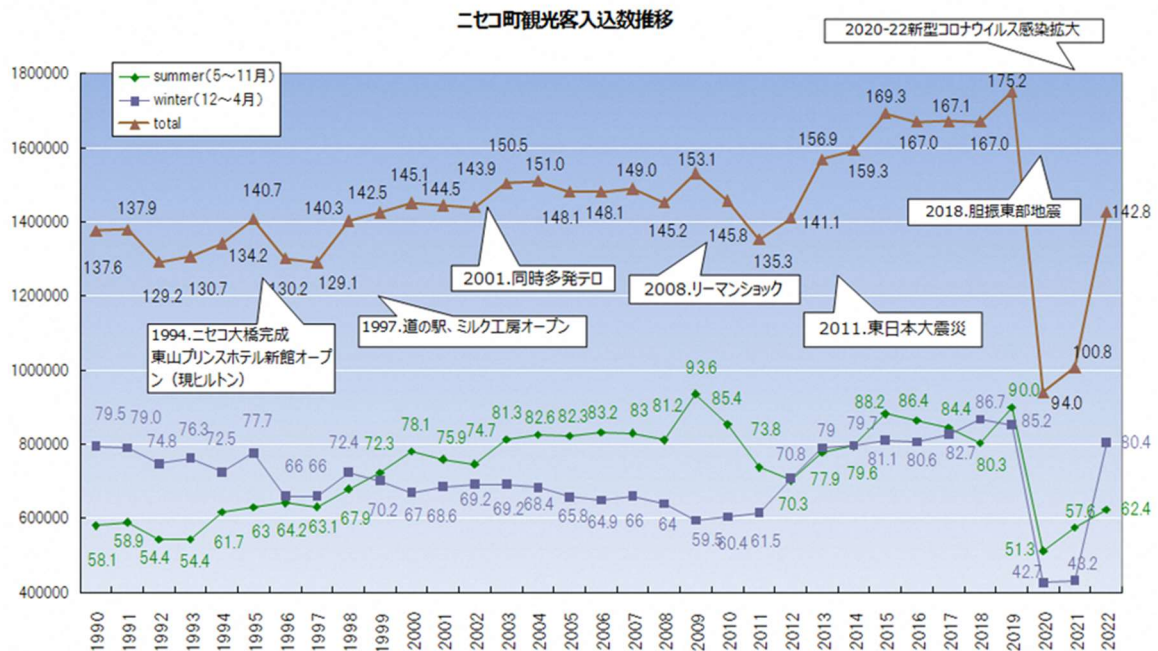
ニセコ町の観光資源を活用した観光関連分野

（２）選定の理由

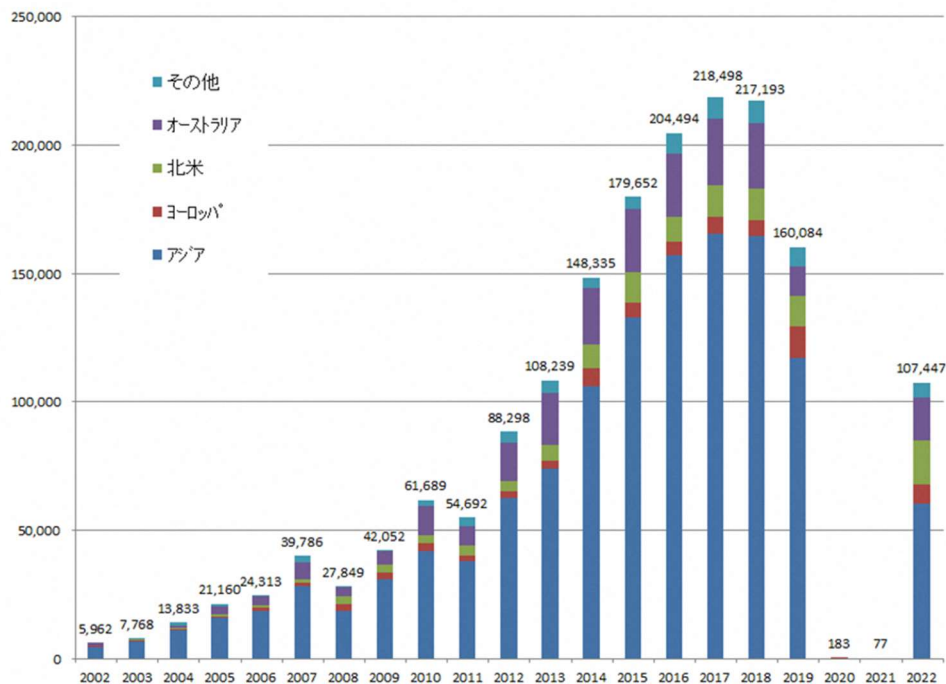
ニセコ町は、ニセコアンヌプリを頂点に連なるニセコ山系、日本百名山の羊蹄山などの山々に囲まれ、その中央には清流日本一の尻別川が流れるなど、豊かな自然環境や観光資源を有する。特筆すべき点としては、他では味わうことのできない高い浮遊感を生み出す絶妙な水分量のパウダースノーが毎日のように大量に降り、しかも標高が1,308mと低いニセコアンヌプリで積雪が多いことは、諸外国では滅多にないことから「奇跡の場所」として、世界中のスキーヤーやスノーボーダーから注目されている。

このことから、近年は国際的なリゾート地として海外からの観光客も増え、国内外で年間170万人が訪れることもある。また、夏場も豊富な雪解け水による水量を活かして、尻別川でのラフティングなどのアクティビティも充実しており、通年型リゾートとしてにぎわいが創出されている。

【観光客入込数推移（ニセコ町統計資料）】



【外国人宿泊客入込推移（ニセコ町統計資料）】



上記のほか、観光資源として、北海道内有数の農業生産地ならではの食材が豊かなことも挙げられる。ニセコ町農産物の特徴として多品種生産が挙げられ、具体的には、じゃがいも、水稻、豆類、アスパラガス、とうもろこし、かぼちゃ、メロン等を生産している。これらの農産物は観光客に人気が高く、地元農家による野菜の直売所や農産物加工品を目当てに、道の駅ニセコビュープラザには毎年60万人以上の観光客が訪問し、年間3億円以上の売上げがある。また農産物は、地元の宿泊施設や飲食店などでも利用されており、観光資源として十分なポテンシャルがある。

【ニセコ町農産物】



この豊富な観光資源を背景に、外国人を含む観光客入込数がアフターコロナ転換後に増加するという期待が込められ、ホテルの増設や外国人が長期滞在できるコンドミニウム等の投資が増大している。また、世界的に有名なホテルチェーンである「リッツカールトンリザーブ」が建設されるなど、国内外の資本による大規模なリゾート施設の整備が計画されている。

こうした国際的なリゾート化を踏まえ、本町では隣接する倶知安町、蘭越町との3町で、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に基づく観光整備計画「ニセコ観光圏」として認定を受け、地域の連携による一体感の醸成によって、冬だけではない、四季を通じたニセコブランドを国内外に定着させる取組を推進し、観光リゾート地としての整備が進みつつある。

これらの取組を推進するため、本町、倶知安町、蘭越町が協力して、観光事業が主となる一般社団法人ニセコプロモーションボードを設立した。本法人を、観光地域づくりプラットフォームに位置づけ、圏域の観光協会、行政が連携して各種観光整備事業を推進することとしている。

また、ニセコ町には施設ごとに異なる泉質が楽しめる温泉、小説家有島武郎の作品等を展示する有島記念館、初心者からベテランまで多くの登山者を魅了する羊蹄山などの魅力的な観光資源もあり、それらの情報を発信するコミュニティFMラジオニセコもある。

【五色温泉】



【有島記念館】



【羊蹄山】



【ラジオニセコ】



ニセコ町は平成26年に「環境モデル都市」、平成30年に「SDGs 未来都市」に認定されている。引き続き観光事業者と連携して、環境面に配慮した持続可能な国際環境リゾート都市への発展を目指すこととしている。こうした取組を推進するため、観光事業者が行う再生可能エネルギー導入や省エネルギー対策を支援するなど、CO2の排出削減及び観光事業者の競争力強化の両立を図っていく。

以上を踏まえ、ニセコ町は観光関連分野において大きな強みと今後の発展ポテンシャルがあるため、観光業を中心にこれに付随する飲食サービス業と宿泊業と結びつきのある農業分野との振興を図ることによって、地域経済の稼ぐ力の増強を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載している本促進区域の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減やニセコ町にしかない強みを創出していく。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、道固定資産税の減免措置

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

観光関連事業者にデータ提供するため、観光入込客数及び国別外国人客数などの町が有する観光客データの情報について、インターネットで公開を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、ニセコ町企画環境課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置し、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道及び庁内関係部局と連携して対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①町遊休地の活用

近年の進出企業のニーズを踏まえ、ニセコ町遊休地の活用について検討していく。

②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①不動産取得税、道固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
②北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
町が有する観光客データの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①町遊休地の活用	随時対応	随時対応	随時対応
②賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、ニセコ町商工会、株式会社ニセコリゾート観光協会など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、支援の効果を最大限にする必要がある。これらの支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①ニセコ町商工会

昭和36年7月に設立され、現在215事業所の会員で組織されている。

商工会では地域の特性を活かした商工業の総合的な改善発展のため、金融、税務、経営、労務の指導・相談など、地域振興に資する様々な支援に取り組んでいるほか、創業支援のワンストップ窓口として、創業支援計画作成のサポートを行っている。また、ビジネススクールを開催するなど、新規事業創出のノウハウが蓄積されており、引き続き専門的な立場から事業者ニーズに対応する実践的な支援を行う。

②株式会社ニセコリゾート観光協会

平成15年9月にニセコ町と町民が50%ずつ出資して、全国で初めて株式会社化された観光協会では、様々な地域資源を活用して、まちづくりサポートを行い、観光業、旅行業、物販業などの事業展開をしている。

この優位性を活かして、ニセコブランドの更なる浸透と地域資源を活用したブランディングを積極的に支援するほか、農業や商工業とも連携を図るなど、様々な取り組みについて協力を得ることが可能である。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全、環境負荷の低減に向け十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、自然公園法に規定する自然公園（支笏洞爺国立公園の一部、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地であるニセコ連山湿原群及び特定植物群落である羊蹄山麓の自然林等、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

なお、上記国立公園、国定公園、重要湿地及び特定植物群落、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、事前に北海道地方環境事務所又は北海道環境生活部との調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

本地域は冬期の降雪量が多く、観光客の往来も多いため、特に交通安全対策に配慮が必要であり、冬期の除雪及び車両出入口の安全対策の実施を求めていく。

(3) その他

P D C A体制は、北海道とニセコ町は毎年度末に会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する点検・評価を実施し、効果の検証を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道ニセコ町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。